

氏名(国籍)	ディヴィナ ペネロピ ハギス (オーストラリア)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博甲第4192号		
学位授与年月日	平成19年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	<b>Tours of the Trenches : Public Archaeology in Australia and Japan</b> (トレンチへの旅：オーストラリアと日本のパブリックアーケオロジー)		

主査	筑波大学教授	理学博士	西田 正規
副査	筑波大学教授	博士(文学)	常木 晃
副査	筑波大学助教授	Ph. D (歴史学)	佐藤 千登勢
副査	筑波大学助教授	Ph. D (考古学)	マーク・ハドソン

### 論文の内容の要旨

本論文は、遺跡から出土する考古学的な情報が広く一般市民に届くまでの過程について、オーストラリアと日本の現状を把握して特徴と問題点を明らかにしようとする試みであり、7章からなる。

第1章「序論」で研究の背景と必要性を提示し、資料と分析課題を述べている。考古学の研究対象である遺跡や遺物、あるいは場所は、広く社会的な関心を集める重要な文化遺産と見なされ、それ故に考古学的情報は広く社会に共有されるべきものとなっている。近年、考古学情報が一般市民に届けられるまでの過程にも多くの問題があることが認識され、効果的な情報伝達の実現を目指すパブリック・アーケオロジーが考古学の中で重要な分野となりつつある。

このような観点から本研究は、オーストラリアと日本におけるパブリック・アーケオロジーの実情を、主要な実践主体である大学と遺跡公園、遺跡、博物館などの活動状況から把握し、両国の特徴と問題点を探ることを目的とする。

今現実に存在しない過去は、さまざまな人の立場を反映し、学術的な研究においてもさまざまな解釈が存在しうる。しかし一般的には優位者の解釈が優先される現実があり、パブリック・アーケオロジーにおける社会的弱者の参与は重要な要件である。また近年、考古学的情報に非科学的想像をまじえて学術的考古学の解釈とは異質な解釈を与える「ポピュラー考古学」が流行している。これらの非科学を学術的考古学から区別することへの貢献もまたパブリック・アーケオロジーの重要な役割であるとする。

第2章「文献的研究」では、パブリック・アーケオロジーの実践にかかわる文化財関係の法律的・倫理的環境と、市民が考古学情報に出会える機会を提供している博物館や大学、遺跡公園等について概観する。遺跡の登録は、何を遺跡とするかを決定する重要な手続きであり、それを管理する日豪の法的環境を比較検討している。また、遺跡調査やパブリック・アーケオロジーの実践にかかわる考古学者の倫理規定を記述し、日本の考古学界には最近に至るまで倫理規定等が無かったことなどを指摘する。文化遺産は誰のものかという深刻な問題があり、考古学者は公平な立場を取るべきであるが、往々にして過去の理解はナショナリズム等と結びつく現実がある。また考古学的な解釈が、先住民社会の伝統的解釈に対立することもあり、異なる立場の見解を相互に尊重することの重要性が指摘される。

第3章「オーストラリアと日本のパブリック・アーケオロジ」において、日豪におけるパブリック・アーケオロジの実態を把握する。主要な役割をはたしている大学と遺跡、遺跡公園および博物館を取り上げ、日本国内の441組織とオーストラリアの204組織から回収した質問表を主な資料として、活動内容や役割が分析されている。その結果、遺跡の発掘会や見学会の開催、子供教室や体験教室、遺跡旅行、講演会、出版物の発行、新聞報道など、実に多様な活動が行われて、先住民のダンスや工芸のレッスン、砂金採集や火起こし体験学習などの魅力的なプログラムが用意されている現状が把握された。全体的な概観では、日豪におけるパブリック・アーケオロジの実践はともに活発であり、よく整備されていた。しかし、遺跡と大学の役割には相違点がみられた。交通網の発達した日本では遺跡への訪問は一般的に容易であるが、オーストラリア先住民の遺跡や文化遺産は遠隔地にあることが多く、また先住民文化の文化遺産の場合には、一般市民の訪問が禁止されることもある。このためオーストラリアでは、遺跡での活動が低調である。一方、アクセスが容易な日本の遺跡は、見学会や体験学習などの場として多様な役割を果たしている。

日豪の考古学者のほとんどは、さまざまな場面においてパブリック・アーケオロジを実践しているが、日本の大学にはパブリック・アーケオロジの授業は開設されておらず、それらの理論と広範な知識に触れる機会がないと指摘している。また、学校教育や映画、テレビ、新聞、インターネット、小説など、パブリック・アーケオロジに関わる多様なメディアについても概観し、学校教育の重要性や、マスメディアの両義的な役割を指摘するとともに、考古学者が出土遺物を学校に持ち込んで授業をする日本での事例は、遺跡が遠隔地にあることの多いオーストラリアではパブリック・アーケオロジ実践の貴重なヒントになるとしている。

第4章「オーストラリアと日本におけるパブリック・アーケオロジへの視点」では、パブリック・アーケオロジの重要な担い手である考古学専門家から得た回答を統計処理し、考古学に対する姿勢の日豪比較を行い、日本では歴史への関心が考古学の主要な動機になっていること、また考古学専門家の資格について、両国ともその取得には基礎訓練を必要とするという回答が多数を占めるが、不必要とする回答も日本では有意に多いことなどが把握された。

さらに考古学に関する大学での講義や実習が、日本では一般市民に開放されることが少ないこと、またパブリック・アーケオロジを実践する際の資金負担について、日本の考古学者はそれをビジネス化することへの抵抗感が強いことが明らかにされた。これについて、日本では大学と市民の乖離が大きいことが、パブリック・アーケオロジの実践にも反映しているとしている。

第5章「トレンチへの旅」では、日豪におけるパブリック・アーケオロジの実践事例を分析にする。タスマニア島の刑務所遺跡であるポート・オーサヤ、名古屋市にある弥生時代の見晴台遺跡では、市民が発掘作業に参加して遺跡の意味や考古学を体験的に学ぶ、洗練されたプログラムがある。ただこの場合、参加者は専門家に指導されて行動するのであり、市民の意見が発掘や解釈に反映されることはない指摘する。

福井県鳥浜貝塚は地域住民が誇る文化遺産であるが、発掘調査に参加した経験を持つ市民が中心となってボランティア組織を作り、地域におけるパブリック・アーケオロジの重要な担い手となっていた。また、東京都羽村市の山根坂上遺跡の発掘では、遺跡調査の全ての場面で高度な技術を習得した市民が活躍している事例を取り上げ、考古学専門家と一般市民の領域が相互に浸透し合っている状態に注目している。

1973年に結成された西オーストラリア海洋考古学協会は、海洋考古学のボランティア組織であるが、1875年に沈没した船と乗組員の消息を追跡するプロジェクトを自ら推進し、沈没地点や乗組員の足取りを示す資料の発掘に成功している。一般市民が考古学的プロジェクトの推進にまでかかわったことを評価している。

第6章「パブリック・アーケオロジ・アンケートの多基準分析」では、考古学への市民参加の成否は専

専門家や市民の姿勢や期待にあるとして、オーストラリアと日本の69名の文化財関係者と103名の一般市民から得た回答を資料に用い、意思決定の補助ツールである多基準分析法を用いながら問題点を探っている。市民と考古学の接触場所である大学、遺跡、遺跡公園、博物館の重要性を比較評価したところ、両国とも大学への期待は少なく、遺跡や遺跡公園、博物館における専門家と市民との協調が指向されていた。またオーストラリアでは市民がパブリック・アーケオロジーのプログラムに参加する機会が少ないものの、他の点ではよく機能していること、また日本では市民が発掘や考古学に直接触れる機会が多いものの、パブリック・アーケオロジーの本来的プログラムは多くないことなどを指摘できるとする。

第7章「結果の総括と残された課題」では、以上の分析結果をまとめるとともに、パブリック・アーケオロジーを通じて考古学や文化財の専門家と一般市民とが緊密な関係を深めることにより、過去に関する多様な立場の尊重や、非科学的解釈への対応、文化遺産の保護など、両者に大きな利益をもたらすという展望を述べている。

### 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、考古学的情報が一般市民に届くまでのプロセスの充実を目指して、その実態と問題点を把握しようとするパブリック・アーケオロジーの、日本で初めての本格的な研究といえる。

考古学情報の伝達に関与する多数の組織や専門家、市民から得たアンケート調査への回答や、インタビューや参与観察資料を分析することにより、考古学的情報が広範な場所や組織、活動を通じて一般市民に流布している状況を描きだすことに成功している。さらに考古学専門家と一般市民が協調することの重要性と、それがもたらす利益の大きさを指摘することで、パブリック・アーケオロジーへの関心を一気に高める力を備えた研究となった。このことは、これまでパブリック・アーケオロジーとはほぼ無縁の存在であった日本の考古学界の現状に警鐘を鳴らすとともに、社会との交わりの中でパブリック・アーケオロジーによって考古学が飛躍する可能性をもたらすものと思われ、学界に大きく貢献するといえる。

ケーススタディにおけるデータ収集や論述の展開に若干工夫の余地があるものの、学としてのパブリック・アーケオロジーの蓄積のない日本を主な対象としたことを考慮するなら、自立した研究者としての十分な力量を示す研究と評価できる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。